

滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務委託 仕様書

1 業務名

滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務

2 委託期間

契約日から令和9年（2027年）3月31日

3 業務場所

大津市打出浜地先 滋賀県立琵琶湖文化館（以下、「琵琶湖文化館」という。）

大津市浜大津5丁目1-1 他 新・滋賀県立琵琶湖文化館建設地（以下、「新しい琵琶湖文化館」という。）

4 業務目的

滋賀県立琵琶湖文化館別館の壁画『舍利供養』（昭和24年、杉本哲郎制作）の新しい琵琶湖文化館へ移設を行うことを目的に本業務を委託する。

①琵琶湖文化館での壁画の取り外し、輸送用架台への積載、搬出口の解体と復旧

②新しい琵琶湖文化館講堂の設置台への壁画設置

※琵琶湖文化館からの搬出・公道輸送および、新しい琵琶湖文化館講堂内への搬入作業は除く。

5 業務の工程

業務の全体工程については『滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務 工程表』を参照のこと。

6 業務の内容

琵琶湖文化館の別館1階に設置されている壁画「舍利供養」（3面）を壁面からの取り外し、輸送や設置に耐えうる補強・養生を施した後、輸送用の架台（輸送を担当する別業者が製作）へ積載する。

琵琶湖文化館の出入口付近（扉・外壁）を解体し、輸送用架台搬出口を設ける。また、搬出後は速やかに、搬出口を現状に復旧する。解体等で生じた産業廃棄物は関係法令に従って、適切に処理する。

新しい琵琶湖文化館講堂へ搬入された壁画（別業者が架台に載った状態の壁画を搬入）を壁画設置台（別業者が設置済み）へ3面の壁画を据え付け、転倒や破損しないよう、金具等を使って設置する。

（1）移設する壁画 「舍利供養」3面（参考資料1）

①壁画材質【壁画3面ともに共通】

漆喰壁で下地は小舞下地（竹）に荒壁塗→中塗→仕上

- ・中央壁画は壁裏下部（全体の約1/3）のみ裏返しあり。
- ・左右側壁画は壁裏全体に裏返しあり。

②壁画設置状況（現状）（参考資料2）

- ・中央壁画は、周囲に木製額縁がめぐる。下側はコンクリート土台（表面に化粧擬石）に載る。両側・上側を、板材にモルタルを施した化粧壁で納める。躯体への設置は、コンクリート土台の上面と壁画下端を納める横架材をボルト留め。側面には転倒防止のため、両側を納める角材と躯体コンクリートから延びる金具（両側面に3本ずつ）とをボルト留め。
- ・左右側壁画（2面）も周囲に木製額縁がめぐる。躯体と一体化したコンクリート（化粧仕上げ）の設置台上に壁画を設置。側面・上面を化粧壁・化粧柱で納める。建物壁との間の空間が狭いため、躯体への取り付け方法は不明。なお、壁画と建物躯体は一体化しておらず、取り外しは可能。

③壁画法量

中央壁画（框を含む）	縦	横	厚さ	重量
現状の法量	409.0 cm	381.0 cm		推定 1.42 t
補強・梱包後法量（最大値）	413.2 cm	385.2 cm	42.9 cm	2.9t

側壁画（左側・框を含む）	縦	横	厚さ	重量
現状の法量	208.0 cm	542.7 cm		1.19 t
補強・梱包後法量（最大値）	212.2 cm	546.9 cm	50 cm	2.6t

側壁画（右側・框を含む）	縦	横	厚さ	現状推定重量
現状の法量	209.0 cm	543.2 cm		1.19 t
補強・梱包後法量（最大値）	213.2 cm	547.4 cm	50 cm	2.6t

（２）移設準備業務の内容

① 事前準備作業

琵琶湖文化館別館での移設作業を進めるための準備作業を行う。

- ・作業の支障となる間仕切り壁２面（参考資料３）の解体・撤去。
- ・壁面前面に足場を設置し、作業に先立つ画面の保護。
- ・壁画の吊り下ろしのため、天井・２F床面にワイヤーを通す穴を設ける。

② 建物躯体からの壁画の取り外し作業

壁画を建物躯体から安全に取り外し、補強作業を行う場所へ移動する作業を行う。

- ・壁面、土台部、躯体からの支持金具等を切り離し、壁画を吊り下ろしながら、前に移動させ、仮置き用の架台に壁画を置く。

取り外し作業では、埃等の飛散による壁画の汚濁や、振動・転倒による破損に留意し、安全に作業を実施すること。

③ 壁画の補強および、養生作業

壁画が輸送や設置等で破損・汚濁しないように補強・梱包する作業。また、輸送・設置で用いる金具を壁画に取り付ける。

- ・中央壁画は、背面の上部約２／３の部分に荒壁が塗られていないため、補強のための荒壁を追加して塗り加える。追加する荒壁は、壁画の補強の役割を果たすように、本体と密着させ、乾燥後、剥落しないようにすること。
- ・背面に設置されている既存の補強材（昭和３５年の搬入時に背面や側面に柱材・栈木等で補強済み）を利用しながら、木材・構造用合板・金具・緩衝材等を追加して、安全に吊り上げ・輸送・設置できるよう新たな補強を行う。壁画の四周に木製額縁を挟み込むように、補強用鋼材（参考資料４）を取り付ける。
- ・中央壁画は、新しい琵琶湖文化館への搬入時に、輸送業者が壁画をより寝かせた状態となる搬入用架台（参考資料３）に積み替えるため、その積載時や輸送・設置時に画面のねじれなどによる破損・画面の亀裂等が生じないように十分な強度を持たせること。
- ・四周の補強用鋼材に４ヶ所以上の壁画吊り作業用の金具（ワイヤー等で壁画を吊るために使用する金具）を設置する。金具は、輸送架台へ積載・積み替え・新しい琵琶湖文化館講堂への設置等で、安全に吊り上げ・吊り下ろし作業が行える強度・構造・数量とすること。
- ・新しい琵琶湖文化館の講堂の壁画設置台（参考資料６）に壁画を取り付けるための受け金具を、壁

画背面に設置する。

- ・受け金具は、壁画本体を保持できる十分な強度すること。受け金具および、新しい琵琶湖文化館講堂の壁画設置台への設置金具については、事前に県と協議して決定し、両者の合意の上で取り付け作業を行うこと。
- ・壁画の表面養生と梱包は、輸送・設置時の振動・接触により破損しないよう、慎重に作業を実施すること。
- ・壁画は新琵琶湖文化館講堂内へ搬入後に約4ヶ月間、風雨が吹き込む環境下に置かれるため、それを考慮した防水・防炎仕様の梱包を壁画全体に施すこと。
- ・壁画の補強・梱包後の法量は上記(1)－③壁画法量)の補強・梱包後法量の最大値以下とすること。

④ 壁画輸送台への積込作業

別発注の輸送業者が用意した輸送用架台へ積載する。

- ・輸送業者が琵琶湖文化館別館で組み立てる輸送用架台(3台)へ壁画を積載する。なお、トレーラーで公道輸送するため、中央壁画が高さ・幅制限に抵触しないように、(参考資料3)の通り架台に積載すること。
- ・原則として輸送業者の立ち合いのもと、架台への積載作業を実施すること。積載後、輸送に支障が生じる載せ方であることが判明した場合には、再度、積みなおしを行うこと。

⑤ 建物部分解体

輸送用架台に積載した壁画を琵琶湖文化館別館から搬出するために、出入口扉や建物躯体の一部を解体し、新たに搬出口を設ける。

- ・解体に先立ち、建物内への不審者の進入や風雨の吹き込みを防ぐ措置を行う。
- ・仮設シャッターを設置し、その周囲に侵入防止用の仮設壁を設置すること。また、2階以上へ風雨が吹き込まないように防水シート等により1階と2階の間に遮蔽物を設置すること。
- ・別館の棧橋入口に工事用フェンスを設け、工事範囲への侵入を防ぐこと。
- ・出入口の扉を取り外した後、建物外壁の一部(参考資料5)を解体する。また、棧橋上の鉄柵扉を撤去する。
- ・建物の解体範囲は、壁画を積載した架台が搬出できる範囲(想定される解体範囲には、出入口のアルミ扉・建物コンクリート壁・出入り口外側のコンクリートひさしの一部・建物内の出入口に隣接する小部屋の間仕切り壁が含まれている。)とすること。また、出入口上部の非常灯やそれに関連する電線は復旧できるように慎重に取り外すこと。

⑥ 解体箇所の復旧

壁画搬出のために解体した外壁・出入扉・棧橋上の鉄柵を復旧する。

- ・復旧箇所・範囲は⑤で解体した範囲とする。

⑦ 移設準備業務にかかる業務期間

原則として、壁画3面の梱包・輸送用架台への積載後に建物の部分解体に取り掛かるものとする。

やむを得ず、壁画補強作業等と建物の部分解体を並行して実施する場合には、防火用シャッター等を閉め、塵芥等で壁画が汚濁しないように留意すること。その場合でも、6月末までには移設準備作業を完了すること。

(3) 壁画設置業務の内容

① 仮設作業

壁画3面を新しい琵琶湖文化館講堂の壁画設置台への取り付けのために使用する仮設物を設置する。

- ・設置台の上部に設けた吊り鉄骨を使って、安全に壁画を吊り上げる準備作業として、架台を吊り作業場所まで移動。補強枠や壁面前置き架台を使って、壁画を直立させる。
- ・作業時に壁画を破損しないように慎重に作業を実施すること。

② 壁画設置作業

壁画を吊り下ろして設置台に据え付けた後、壁画の背面と設置台を設置金具で固定する。

- ・壁画を吊り鉄骨を利用して、設置台に吊り下ろして、据え付けた後、背面の受け金具と設置台を金具で固定する。
- ・設置金具については、壁画の荷重を支えることができる十分な強度を持つものとする。

(4) 特記事項

① アスベストの事前調査について

琵琶湖文化館別館で壁画取り外し作業や建物の一部解体に係る部分（部材）について、アスベスト含有の有無の調査（参考資料7）を実施した。調査した部分（部材）5ヶ所からはアスベストは検出されなかった。

なお、業務の中で、未調査の部材等を解体・取り外す際には、別途事前調査を実施するなど、関係法令に従って、適切に対応すること。

② 建設中の新しい琵琶湖文化館で業務を実施する際の留意点について

新しい琵琶湖文化館建設工事は、大林組・笹川組建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」とする。）が設置した仮設設備等（工事用の出入口、車路、仮囲、共用詰所、便所等）を使用することとなるため、共同企業体との協定書を締結すること。また、協定書に記された仮設協力分担金を共同企業体へ支払うこと。また、共同企業体が定めた以下の諸規則等（協定書に記載されたもの）を遵守すること。

- ・朝礼への全員参加
- ・毎日の作業連絡調整打合せへの出席
- ・職長による安全パトロールへの参加
- ・一斉清掃への全員参加
- ・安全衛生書類の自主管理
- ・安全衛生協議会への参加
- ・安全衛生大会への全員参加
- ・その他、共同企業体の主催する各種安全衛生行事への参加

③ 新しい琵琶湖文化館での作業にあたっては、共同企業体と作業工程や手順などを協議し、両者の合意のうえ、行うこと。

7 その他留意点

(1) 業務の実施について

業務実施に当たっては、関係法令および、滋賀県関係規則を遵守して実施すること。建築業務については、図面等に記載されていない事項をすべて①の標仕類に準じるものとし、②の監理指針を参考とすること。また、本仕様書は概要を示すものであり、記載のない事項については県と協議して、業務を進めること。

- ① 標仕類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版（以下「標仕」という。）」、「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版（以下「改修標仕」という。）」、「公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版（以下「木造標仕」という。）」、「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版（以下「解体共仕」という。）」および国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図 令和4年版（以下「標準図」という。）」とする。

- ② 監理指針は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針 令和４年版」、「建築改修工事監理指針 令和４年版」、「電気設備工事監理指針 令和４年版」および「機械設備工事監理指針 令和４年版」とする。

（２）業務において壁面に破損・汚濁等が生じた場合の責任の所在について

- ① 受託者は業務において、壁面の破損・汚濁等を防ぐ（以下、「壁面保全」という）ため、必要な保全措置を講じた上で、業務を適切に遂行すること。
- ② 作業実施前・実施中・実施後に、壁面保全に支障をきたす恐れが生じる時、または生じた時には、遅滞なく、県とその対応について協議すること。
- ③ 壁面保全に影響を及ぼす作業の実施にあたっては、県職員の立会または、協議を行ったうえで作業を行うこと。
- ④ 壁面保全について、県職員の立会ないし、指示のもとに作業を実施した場合、または受託者が事前に県と協議のうえ、その指示に従って業務を実施した場合のほか、不可抗力により発生した壁面の破損や汚濁等については、故意または重大な過失が認められる場合を除き、受託者はその責任を問われないものとする。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受託者が県職員の立会や指示等を受けず、独断で行った行為により壁面に破損または汚濁等が生じた場合、受託者はその責を負うものとする。

（３）業務体制

経験豊かで技術のすぐれた主任技術者を定めて、技術管理にあたること。

専従の現場代理人を置くこと。なお、現場の状況により、県が常駐の必要がないと認める期間については、他の工事の現場代理人を兼務することができるものとする。

現場代理人と主任技術者は兼ねることができる。

（４）暴力団員等による不当介入の排除

滋賀県の委託する委託業務における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- ① 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県の委託業務等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ② 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、県に報告するものとする。
- また、受託者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。
- ③ 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。

（５）公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、業務終了まで万全の対策を講ずること。

（６）産業廃棄物の処理

受託者は、業務で生じた産業廃棄物を適正に処理するにあたり、建設工事に係る資材の再資源化

等に関する法律（建設リサイクル法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理法）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、下記事項を含めて、施工計画書を作成し事前に県に提出して承諾を受けること。また、適切に処理した後、県に報告すること。

- ① 本業務に係る特定建設資材（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令で定められた建築資材）および排出する特定建設資材廃棄物の分別解体および再資源化等を実施すること。
- ② 作業副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。
- ③ 産業廃棄物処理法第 12 条の 3 によるマニフェストシステムによりの確に実施すること。

（7）保険の付与および事故の補償（法定外の労災保険の付保）

受託者は、労働保険その他法律で定められた事項の全ての手続きを行い、適正な処置を講ずること。

（8）安全対策

作業車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、作業全般に万全の対策を講ずること。また、琵琶湖文化館の担当者とも協議を行い、当該業務に支障のないよう努めること。

（9）火気の管理

火元責任者を配すること。

（10）過積載防止の措置

受託者は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を作業従事者に徹底すること。

（11）騒音振動の防止

受託者が業務において機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 13 年国土交通省告示第 487 号）」に基づき指定された建設機械を使用すること。

（12）各種申請業務

業務に必要な各種申請業務は、受託者の責任において申請を行うこと。

（13）下請け業者の選定

下請業者や製造所等、県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定すること。

（14）業務完了報告書の提出

- ① 令和 7 年度の業務完了報告書は、令和 8 年 3 月 31 日までに実施した業務内容を記録したものとする。ただし、具体的な内容については受託者と協議の上、決定するものとする。
- ② 令和 8 年度の業務完了報告書は、令和 9 年 3 月 31 日までに実施した業務内容を記録したものとする。
- ③ 業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- ④ 業務の進捗に応じて、着工前・壁面取り外し業務中・壁面補強作業・壁面梱包作業・壁面の架台設置・新しい琵琶湖文化館搬入時の状況・壁面設置台据え付け前・壁面据え付け後・壁面取り付け

作業中・作業完了後など、工程ごとに適宜、業務管理写真（デジタルカラー写真・200 万画素以上）を撮影すること。

- ⑤ 本業務の実施内容については、今後の壁画の維持・管理に必要となるため、作業で判明した事項や作業実施方法・壁画の補強内容の詳細・壁画補強後の図面・設置時の壁画の法量と図面のほか、県・委託者が必要と認めるものについて、業務完了報告書として、それらの記録を提出すること。その際に、撮影した写真はキャプションを付した P D F データを付して提出すること。

滋賀県立琵琶湖文化館壁画「舍利供養」移設業務 工程表

		2025年度			2026年度												
主要な業務内容	作業場所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
壁面解体・壁画取り外し作業（仮設作業を含む）	県立琵琶湖文化館																
壁画補強及び養生作業	県立琵琶湖文化館																
壁画輸送台への積込作業	県立琵琶湖文化館																
室内シャッター設置・仮囲い	県立琵琶湖文化館																
搬出口（扉・外壁等）解体	県立琵琶湖文化館																
壁画搬出・公道輸送	※ 別発注事業							※									
搬出口（扉・外壁等）復旧	県立琵琶湖文化館																
壁画設置作業（仮設作業を含む）	新しい琵琶湖文化館																

※ 別途契約業者が実施

滋賀県立琵琶湖文化館別館壁画「舍利供養」

昭和 24 年 杉本哲郎制作



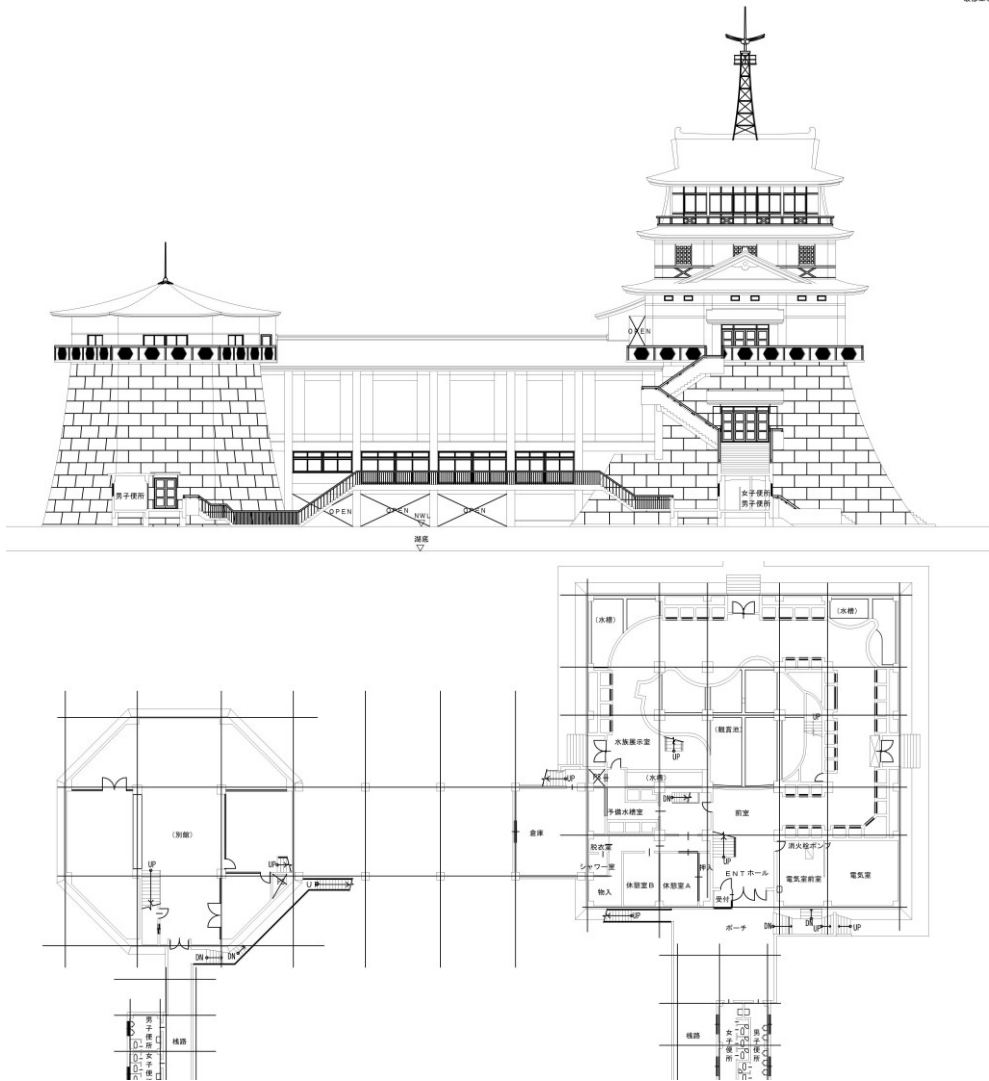
▲左脇画面 縦 186.5 cm×横 521.0 cm
(音楽を奏でる 13 人の菩薩と梵天を描く)



△右脇画面縦 186.5 cm×横 521.0 cm (舞踊・または蓮華を捧げ飛行する 11 人の菩薩と帝釈天を描く)



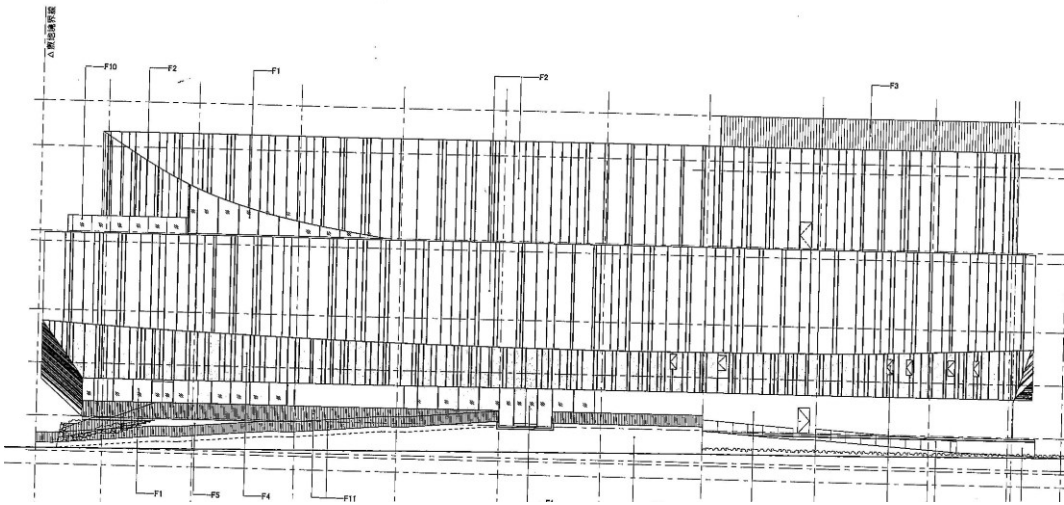
▲中央画面 縦 375.4 cm×横 356.4 cm (中央に描かれた仏舍利を奉安する舍利塔を挟んで、向かって右に観音菩薩、左に勢至菩薩の巨像が立つ。上部には天人と無憂樹に留まる迦陵頻伽、下部には供養菩薩も描かれる。)



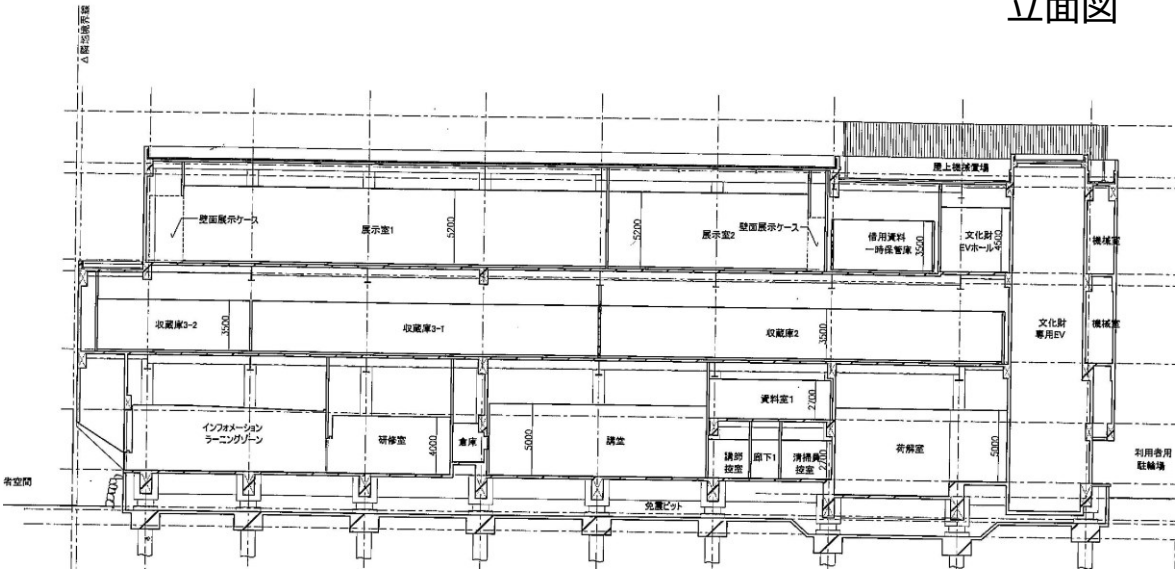
滋賀県立琵琶湖文化館の平面図・立面図



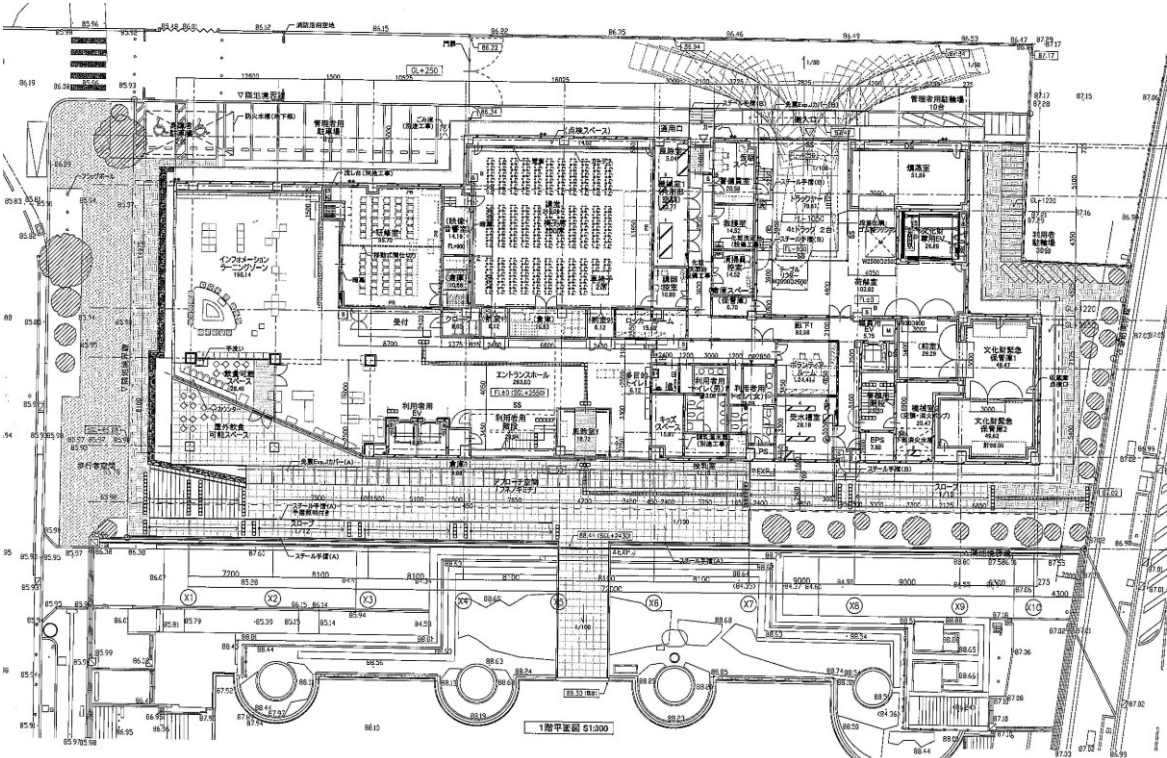
滋賀県立琵琶湖文化館と新・滋賀県立琵琶湖文化館の位置図



立面図



断面図



平面図



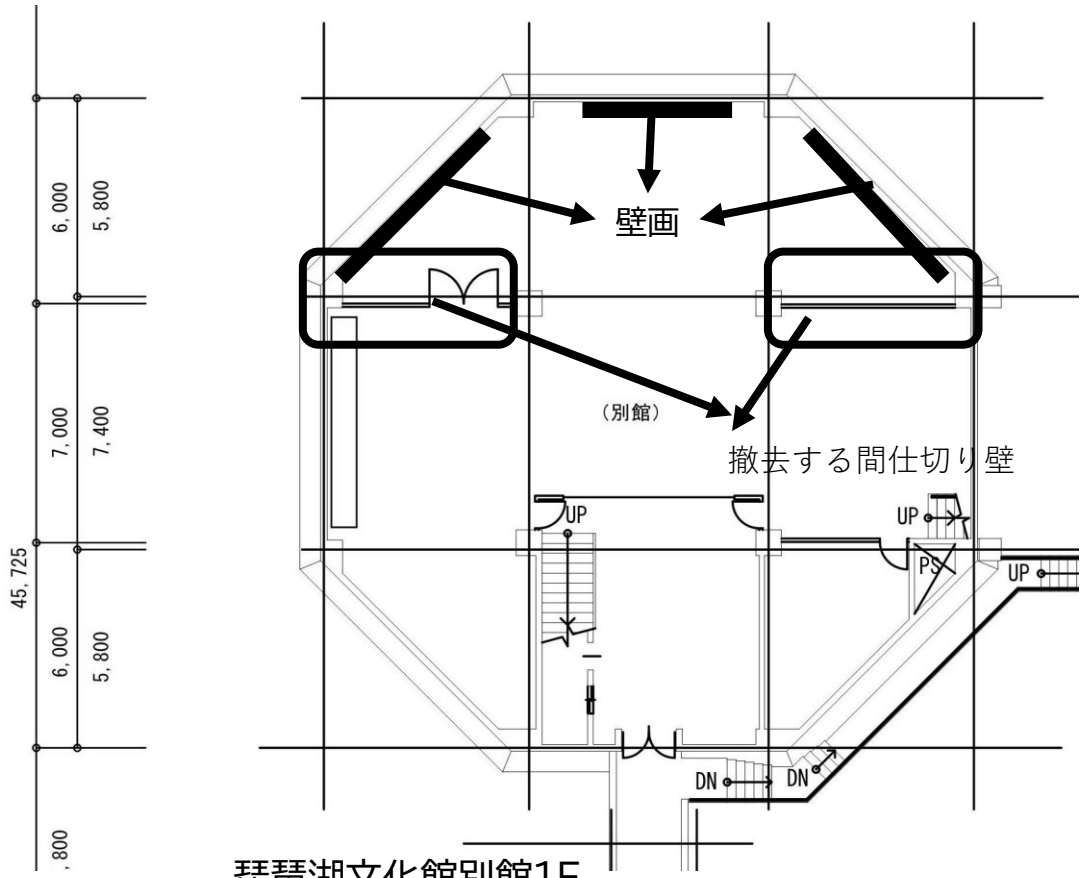
天井にワイヤーを通す穴を
数ヶ所設置

板壁にモルタルを
施した化粧壁

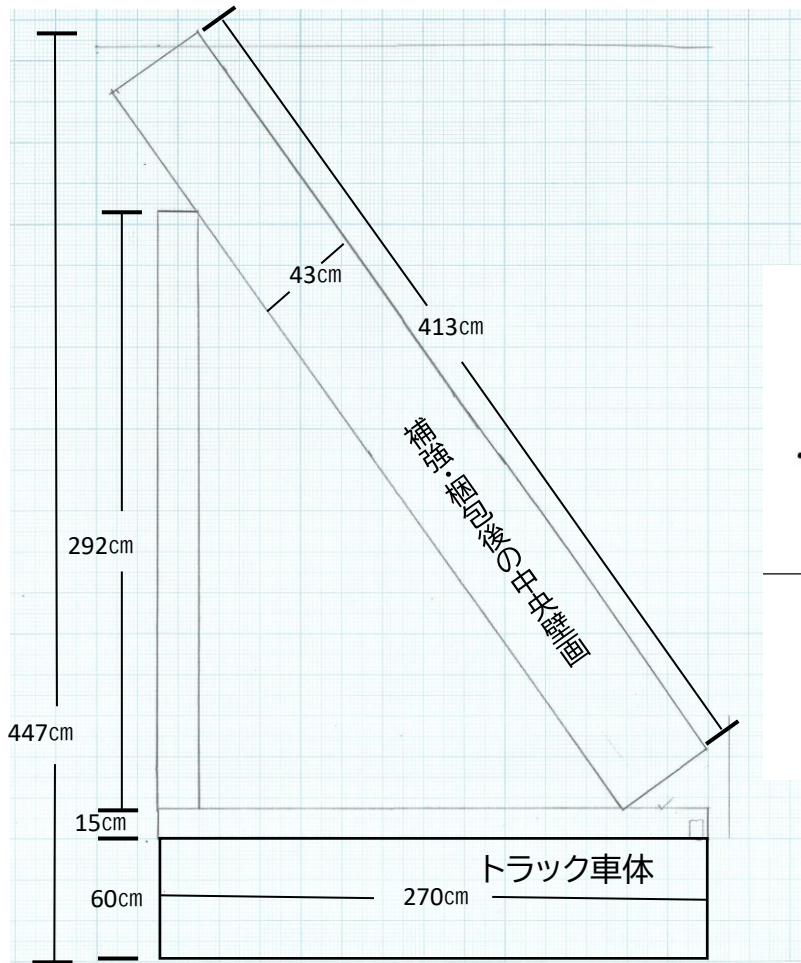


躯体からの支持金具

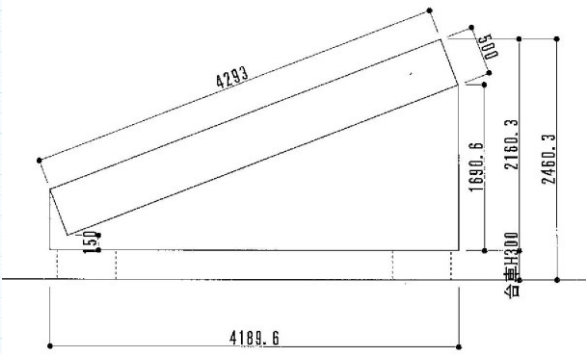




琵琶湖文化館別館1F

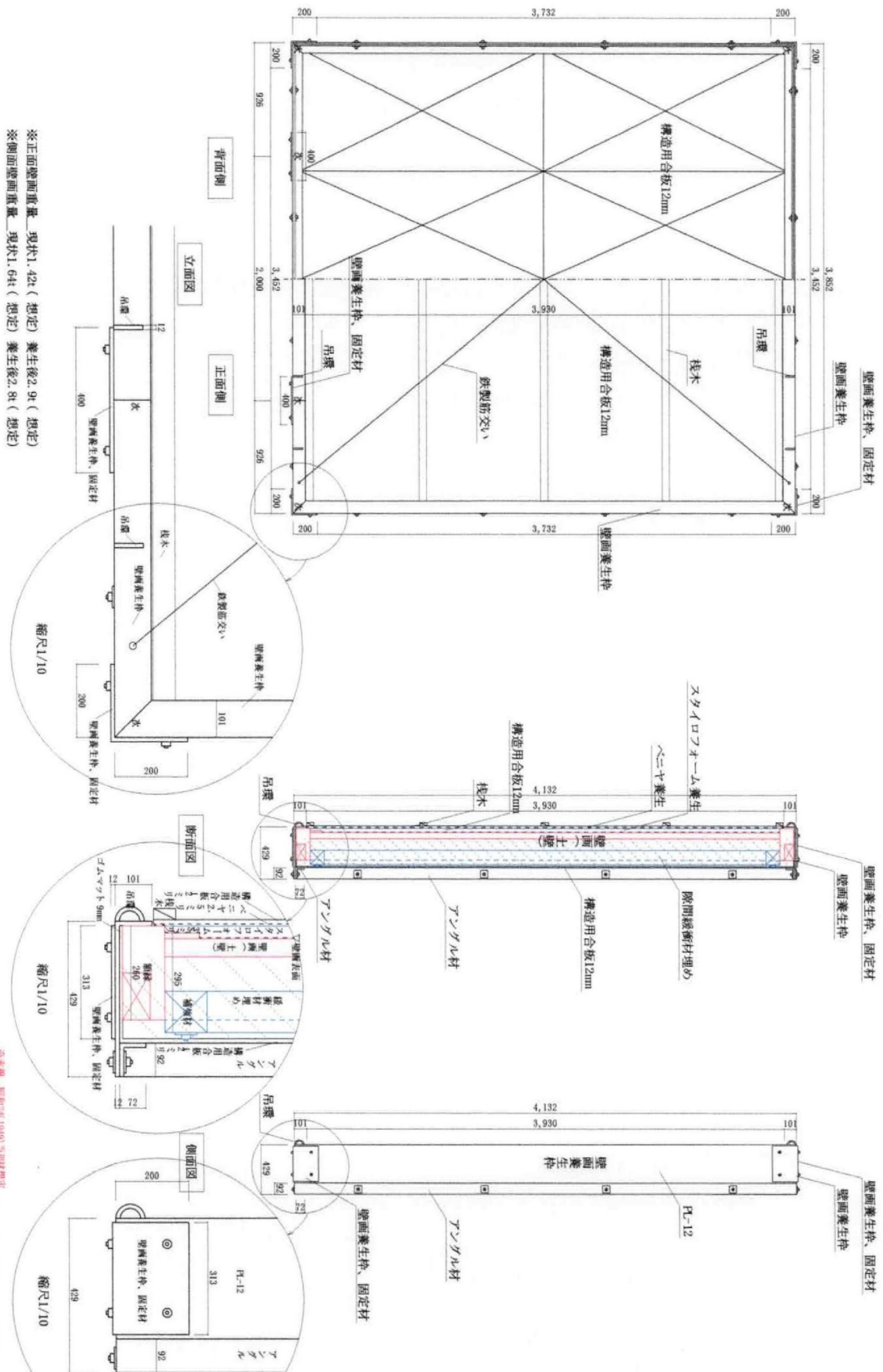


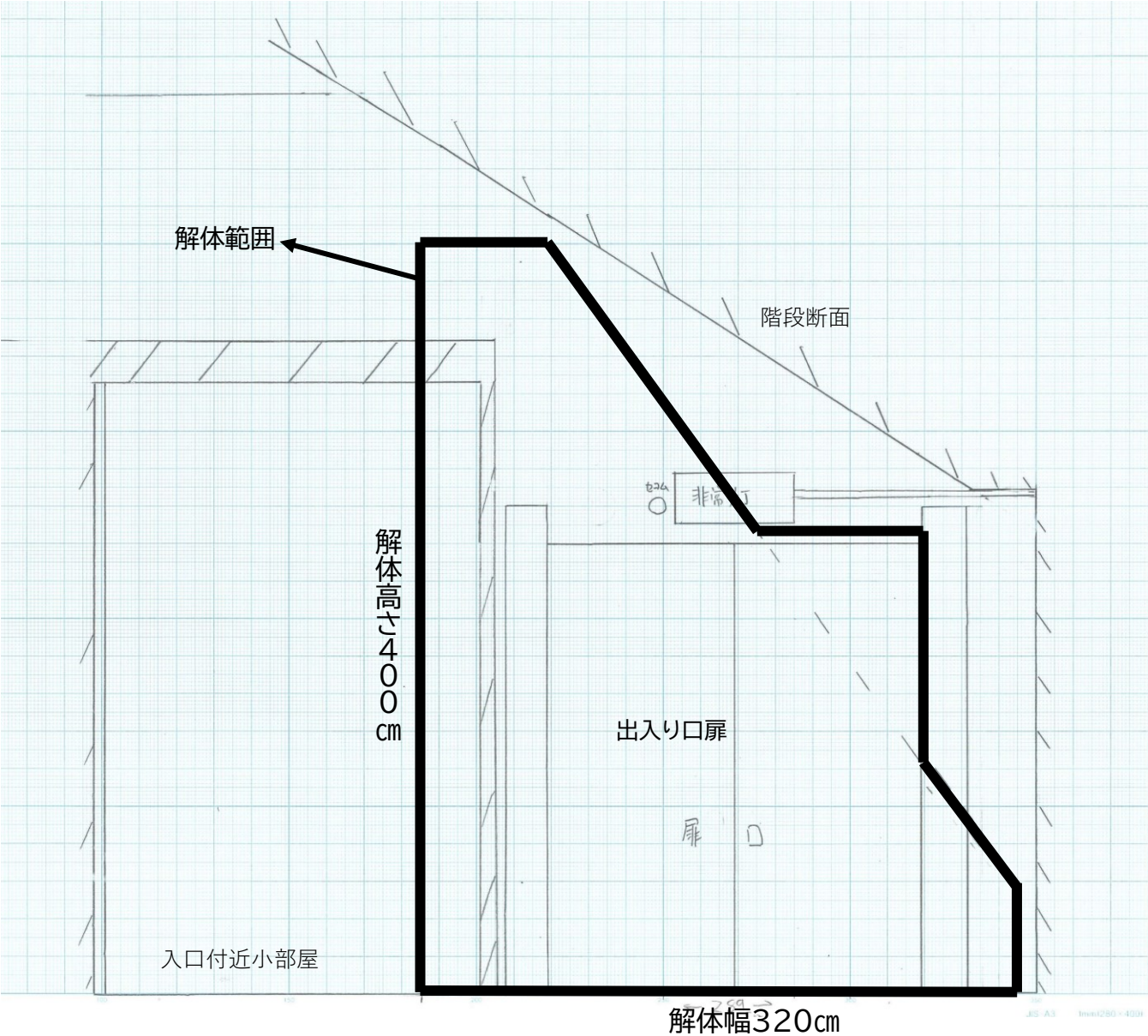
輸送用架台(中央壁画用)断面図



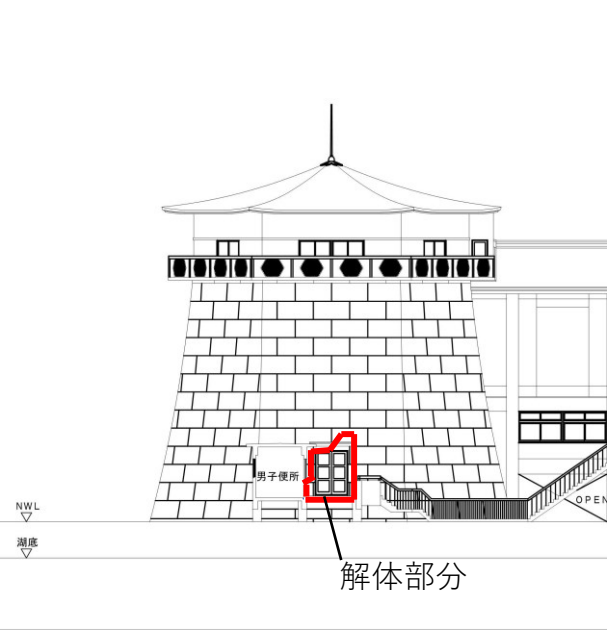
搬入先
高さ制限H2500

新しい琵琶湖文化館搬入用架台
(中央壁画用)断面図

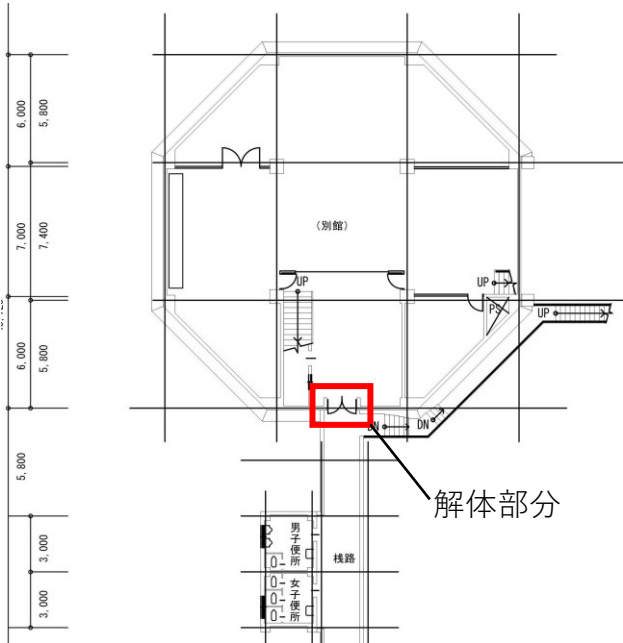




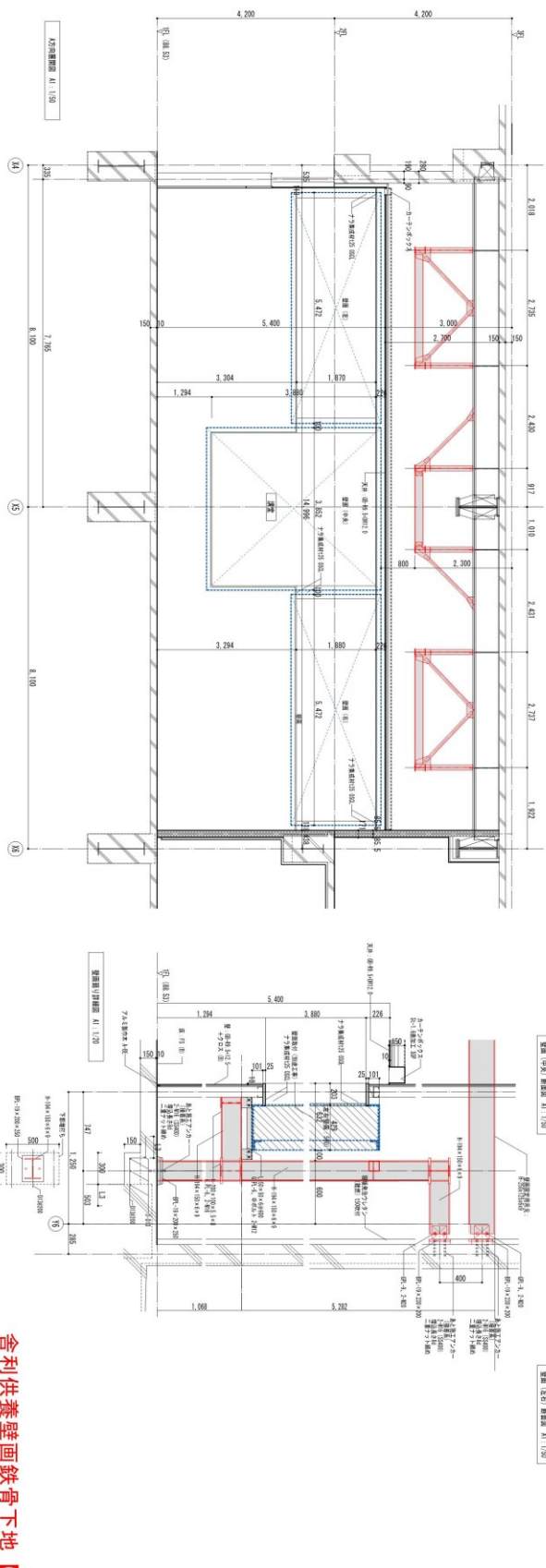
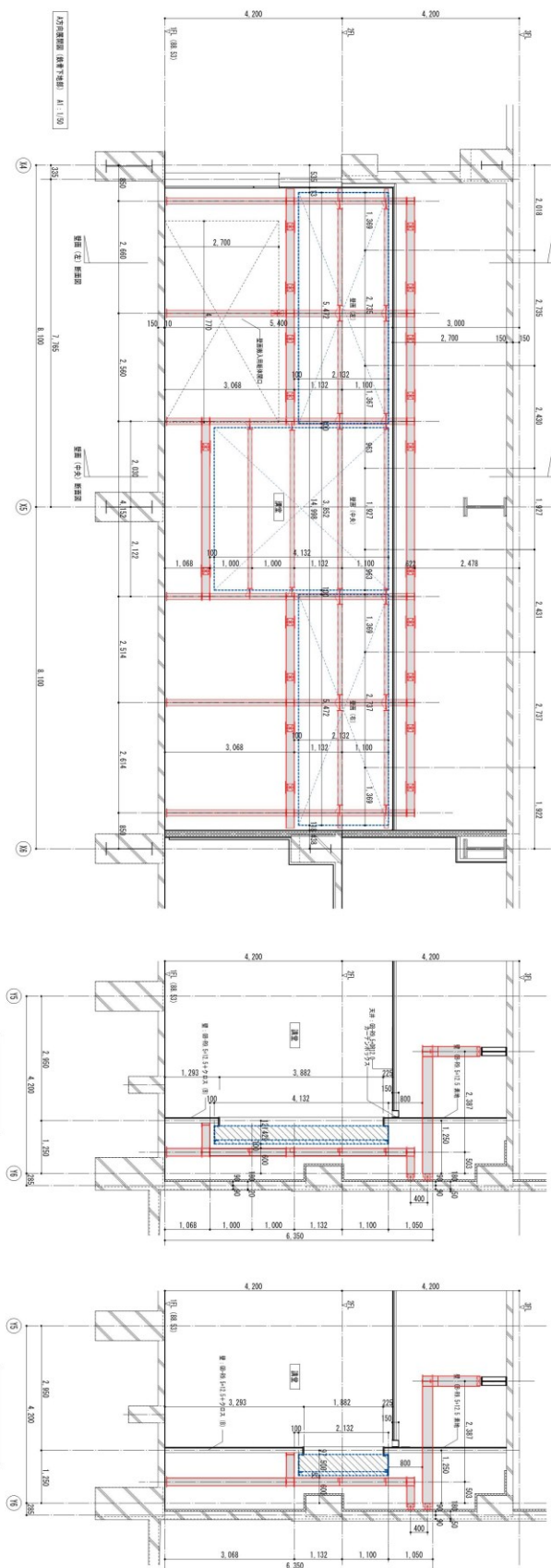
琵琶湖文化館壁画搬出口の設置位置断面図



搬出口の設置(外面)



搬出口の設置位置図



新しい琵琶湖文化館講堂 壁画設置台構造図

・全図は建築設計士利根本工務とし、建築設計は建築士とします。
・壁面設置台、壁画設置台の構造、及び壁の構造については本図面とする。
・詳細図等は本図面を参照してください。

安井建築設計 設計監理建築士事務所

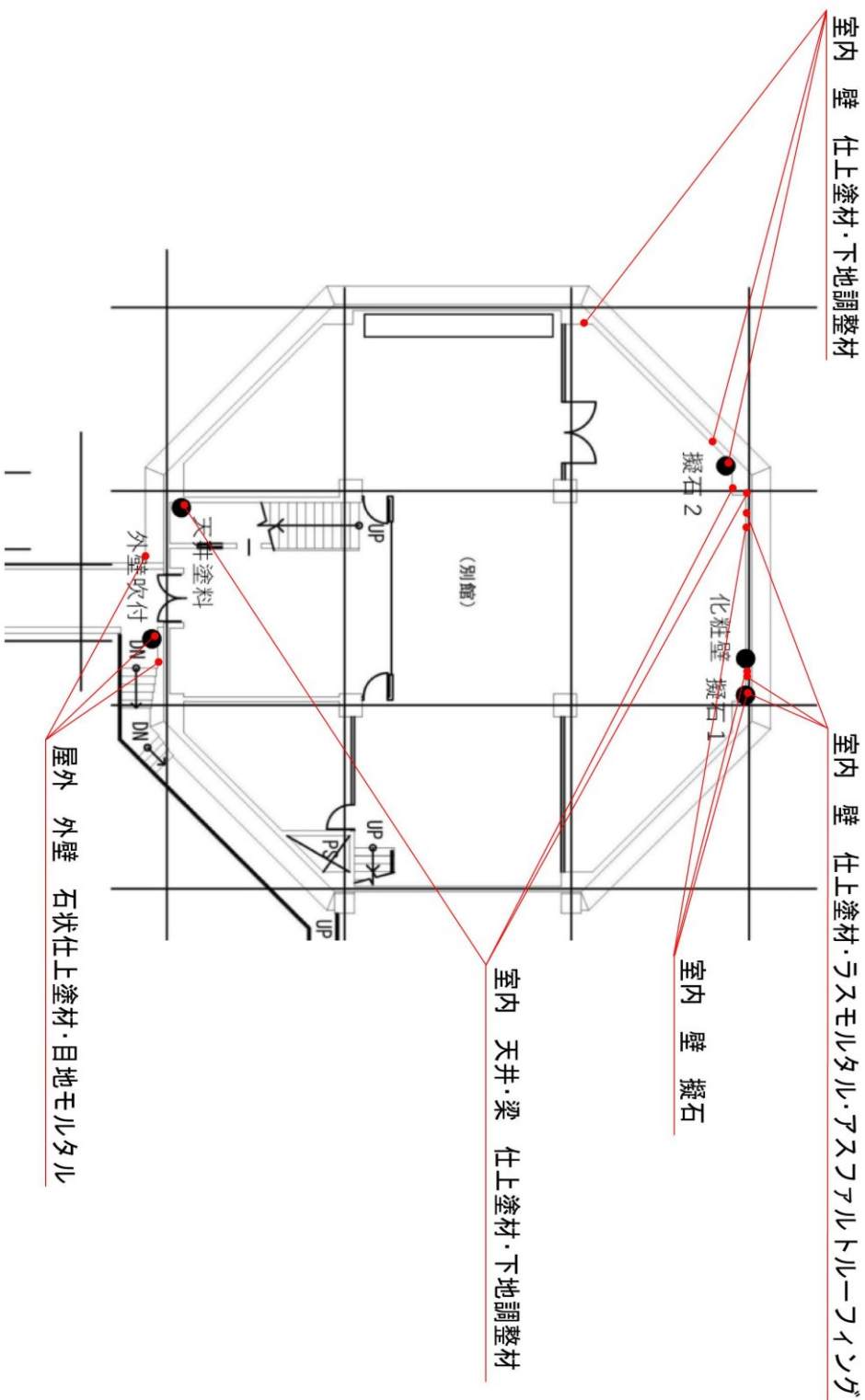
安井建築設計事務所

KENZO KIMURA & ASSOCIATES
Architects
〒590-0855 大阪府堺市東区大宮 1-1-1
TEL 072-261-1111 FAX 072-261-1112

舍利供養壁面鉄骨下地【変更】
建築設計監理設計士事務所
AI - 1/30
2023.10.15

滋賀県立琵琶湖文化館におけるアスベスト調査

採取位置図



調査した5地点（5部材）からはアスベストは未検出であった。